

## 出 展 規 約

### 1. 規約の履行

- ① 出展申込者に対して主催者が発行した「出展料請求書」の入金が確認された時点で正式な申し込みが完了したものとします。

出展者は、以下に述べる規約および、後日主催者から提示する「出展者マニュアル」の各規定を遵守してください。

万一、これらに違反していることが明らかになった場合、主催者は判断根拠などを公表することなく、その時期を問わず出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができます。この場合、出展料は返還いたしません。また、出展の取り消し等によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

### 2. 出展資格

- ① 出展者は主催者が定める「農と食の展示・商談会 2025」(以下、本商談会という)の開催趣旨に合致する法人および団体とします。主催者は出展基準にしたがって出展申込書等の提出書類により出展審査を行い、出展者が出展基準を満たしていることを確認します。提出書類に虚偽の記載があった場合、商談に不適切あるいは社会正義に反する出展内容であると主催者が判断した場合は、主催者は出展をお断りします。

### 3. 規則の追加・修正

- ① 主催者は、本商談会の業務を円滑に行なうため、規則等の追加・修正を行うことがあります。

### 4. 出展料金の支払い

- ① 出展申込書に基づき、請求書を発行いたします。指定期日までに出展料金を指定銀行口座にお振込みください。

### 5. 出展キャンセル・取り消し

- ① 出展者の事情により出展料入金後に出展取り消し・解約の申し出があっても、出展料金の払い戻しはしません。

### 6. 会期の変更及び中止

- ① 火災、地震、洪水、風害、悪天候、疫病、爆発、暴動・内乱、テロ行為、その他の事故及び事件、戦争、ストライキ・ロックアウト・ボイコットその他の労働争議、法令、政府・官公庁・地方自治体による命令又は規制、特殊な経済事象・法令改正、または上記天災や事故等の不可抗力により、本商談会の開催が困難となった場合、その他主催者の責めによらない事由により本商談会の開催に支障が生じた場合は、主催者は、本商談会の会期を変更し、または開催を中止することがあります。

- ② 前項により本商談会の会期が変更された場合、出展者はかかる変更を理由として、本出展規約を解約・変更することができません。また、主催者は、これにより出展者に生じた直接、間接の別を問わずその損害の賠償する責任を一切負わないものとします。
- ③ 第①項により開催が中止された場合、主催者は、何等の勧告なく、本出展契約を解約することができます。主催者はこれにより出展者に生じる損害等についての責任は一切負いません。なお、主催者が本項に基づき本出展契約を解約する場合、既納の出展料金およびその他各種料金のうち、既発生を控除した残額に限り返金します。

#### 7. 展示スペースの割り当て

- ① 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きにより決定します。出展者はその結果に従うものとします。
- ② 出展者はいかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与することはできません。
- ③ 出展申し込みのキャンセル等があった場合、主催者は、発表した小間配置の全体レイアウトを変更する場合があります。

#### 8. 書類の提出

- ① 出展者は、主催者から求められた食品衛生関係、防火関係などのすべての申請書類を指定の期日までに提出してください。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定します。

#### 9. 展示に関する規約

- ① 出展者は、出展申込書等に記載された内容に変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡してください。
- ② 装飾・展示物などの搬入・搬出、展示方法、試飲・試食・サンプル配布等は、後日配布する「出展者マニュアル」に規定された方法を遵守してください。
- ③ 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝などを行うことはできません。
- ④ 出展者は、熱・臭気・大音量など他社の迷惑となる行為および近隣の展示を妨害する行為をしてはいけません。出展者の行為が他の出展者の迷惑・妨害に当たるかどうかは主催者が判断し、出展の改善・中止を申し入れます。出展者はこれに従うものとします。
- ⑤ 出展者は、会場に適用されるすべての防火・食品衛生および安全法規・行政指導を遵守してください。
- ⑥ 本商談会の会期中および会期後に来場者および他の出展者に対して迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはこれらに類する行為）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などを申し入れます。出展者はこれに従うものとします。

- ⑦ 出展者は、自社の小間に限って撮影をすることが可能です。自社の小間以外を撮影する場合は、事前に主催者へ申請のうえ許可を得てください。

#### 10. 展示物の搬入・搬出と撤去

- ① 搬入・搬出は、決められた期間内で完了してください。決められた期日までに撤去されない展示物・廃材等は、出展者の費用・危険負担で出展者並びにその代理者が撤去します。また、開催期間中は、展示物の保護・警備及び安全確認の為、搬入・搬出を禁止します。止むを得ず行う場合には主催者承認のもとで行ってください。

#### 11. 損害責任

- ① 主催者は、いかなる理由においても事前申請業務に関する損害、出展者およびその従業員・関係者が展示スペースを利用することによって生じた人、物品および商談等に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、主催者は、出展者およびその従業員・関係者の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- ② 主催者は、会場での商談内容及び結果、出展者が提供する飲食物による中毒、送付物の紛失等、一切の責任を負いません。
- ③ 出展者は、その従業員・関係者の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺建築物・設備に対するすべての損害について、直ちに賠償するものとします。
- ④ 主催者は、自然災害その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
- ⑤ 主催者は、自然災害・交通機関の遅延、社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

#### 12. 申込情報のお取扱いについて

- ① ご記入いただいた情報(以下「申込情報」)は、埼玉りそな銀行及び埼玉りそな銀行が委託する企画運営会社(以下「事務局」)が取得・管理し、以下の目的においてのみ使用します。
- ・ 「農と食の展示・商談会 2025」の運営上必要となるバイヤー向けのご案内状、Webサイトでの出展企業案内の作成等の諸手続きの遂行
  - ・ 出展者の取引見込先となりうる事業者の紹介
- ② 申込をいただいた事実について、今後、主催者・事務局から情報提供することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ 出展者が上記①の「使用目的」を希望しない場合は埼玉りそな銀行の担当者までご連絡ください。以降、お取扱いを中止させていただきます。また、申込情報の開示、訂正、削除などについてのお問い合わせに関しても、埼玉りそな銀行の担当者までご連絡ください。

以上